

貧困・格差拡大社会における生活保護施設の役割

- その2 「更生施設」の現状と課題 -

十文字学園女子大学 野島靖子 (006669)

伊藤わらび (元・十文字学園女子大学・000193)

キーワード：生活保護法第38条、保護施設、更生施設

1. 研究目的

近年における経済的悪化は、貧困と格差の拡大を顕在化し、解雇、失業、ワーキングプア、等の居住問題や、一方ホームレスをターゲットにした貧困ビジネスの増加が社会問題となっている。筆者らは、先に生活保護法における保護施設である「救護施設」(2008年)及び「宿所提供施設」(2009年)について調査研究を行った。本研究においては、同様に必ずしもその実態が明らかでない「更生施設」の実態把握を通して、その役割と課題を考察することを試みた。生活保護法第38条第3項において「更生施設は、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。」と規定されている。厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」によると、2008年度の更生施設数は、20か所で、救護施設と並び漸増しているところから、要保護者の自立支援に向けて本施設の果たす役割が重要性を増しているといえる。

2. 研究の視点および方法

厚労省の報告によると、2011年1月の生活保護の受給者は199万8975人で1952年以来の水準となった。東日本大震災の影響により200万人突破が確実な状況となっている。「要保護者を入所させて生活扶助を行う」更生施設の運営については、「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準」(1966年7月制定)第3章に基づいて運営されている。規模、設備の基準、職員の配置の基準、生活指導等、作業指導等、準用について規定されている。本研究において、これらの規定の実状を始め、社会の変貌に伴う利用者の変化や自立支援の実態、職員の専門性と研修や意識と、更生施設の役割と展望等についてアンケート調査を実施した。それに先立ち、全国14か所の更生施設を訪問し現場の状況を学んだ。アンケート調査は2011年3月に実施し、2010年3月末現在の回答とした。回収数19か所、回収率95%であった。

3. 倫理的配慮

本研究の過程および結果公表の全般にあたり、日本社会福祉学会「研究倫理指針」第1総則及び第2指針内容の各号について遵守した。アンケート調査の実施に当たり依頼状にお

いて回答は統計的処理を行い、個々の施設名が外部に出ることはないことを明記した。特に調査結果の公表に当っては調査対象の匿名性に配慮した。

4. 研究結果

回答のあった19カ所の更生施設のうち、公設公営が5カ所、公設民営が11カ所、民設民営が3カ所であった。開設からの経過年数は64年6ヵ月から2年6ヵ月、平均33年9ヵ月であった。男性用の施設が17カ所89.5%になるが、女性用の施設が2カ所10.5%であった。19施設の定員合計1676名に対し、現員は1532名で利用率は91.4%となるが、100%以上の施設が13カ所68.4%あった半面、40%代が1カ所、60%代が3カ所あるなど、100%未満の施設が6カ所31.6%あった。

入所者の年齢については、全施設最高年齢は85歳、最少年齢は19歳で、平均52.2歳であった。各施設の入所者の平均年齢は44.9歳から58.9歳まであり、男性入所者の平均が53.0歳であるのに対し女性は46.7歳と年齢差がある。年代でみると、男性は50代が最も多く35.7%、次いで60代24.6%、40代22.3%であったが、女性は30代が最も多く22.8%、次いで60代22.0%、40代20.5%と続いている。

入所原因については、全体では「路上生活」が最も多く54.3%、「他施設から移行」が15.1%、「退院先なし」が12.9%であった。男女別でみると、男性では「路上生活」が55.1%、「他施設移行」が15.7%、「退院先なし」12.3%に対し、女性では「路上生活」が37.3%、「退院先なし」が25.4%、「自立した社会生活困難」20.4%と、性別による差がみられる。

特に支援が必要な利用者の属性については、男性用の施設からのみの回答であった。「高齢」が最も多く31.4%、次いで「傷病」が17.8%、「アルコール依存症」17.3%であるが。依存症という枠組みでとらえると、「アルコール依存症」17.3%、「ギャンブル依存症」2.0%、「薬物依存症」0.4%、「依存その他」0.1%、計19.8%で、「高齢」に次ぐ数値となっている。又、自由記述には、低年齢化や発達障害や知的障害など更生施設で対応するには困難事例の増加していることの記述が複数あった。

退所先については、「アパート」が最も多く44.3%、次いで「不明」が20.1%、「他の保護施設」16.1%、「病院(一般)」4.5%等であるが、「病院(精神)」1.7%や「留置場」0.1%などもあげられている。

「更生施設の設備及び運営に関する最低基準」については、13施設より回答があり、「職員の配置基準」の改正の必要があるという回答が多く、複雑多岐にわたる生活課題に対応するために指導員や看護師の増員が必要となっている。設備でいえば、一部施設で個室が設置されているが、一方で6人部屋もあり、在所期間が最長23年、平均2年以上となっている現状を考えると、個室化を進める時期に来ているのではないだろうか。

更生施設は、就労支援と地域生活移行支援に重きを置いている施設であるが、精神的疾患や発達障害など支援困難な利用者が増加している。